

離婚時の厚生年金の分割制度が 平成19年4月1日から始まります。

年金分割といわれていますが、何が分割されるのですか？（1頁）

婚姻する前の記録はどうなりますか？（2頁）

手続は、どうすればよいのですか？
（4頁～7頁）

請求期限はありますか？
（7頁「Q8」）

離婚時の厚生年金の分割制度

平成16年の年金制度改正により、離婚等をしたときに、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度が導入されました。

この年金分割制度は、平成19年4月1日から実施される離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）と、平成20年4月1日から実施される離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度）があります。

厚生年金の保険料納付記録が分割されます。

厚生年金の保険料納付記録（法律上「標準報酬」といいます。）は、厚生年金の保険料の計算の基準となるとともに、老齢厚生年金等を受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

したがって、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割した場合は、当事者それぞれの老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づき計算されます。

★分割をした方

ご自身の厚生年金の保険料納付記録から、相手方に分割をした記録を除いたその残りの記録に基づき、年金額が計算されます。

★分割を受けた方

ご自身の厚生年金の保険料納付記録と相手方から分割された記録に基づき、年金額が計算されます。ただし、分割後の記録に基づく老齢厚生年金等を受けるには、**ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間を満たしていることが必要**です。

合意分割制度 (平成19年4月1日から実施)

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

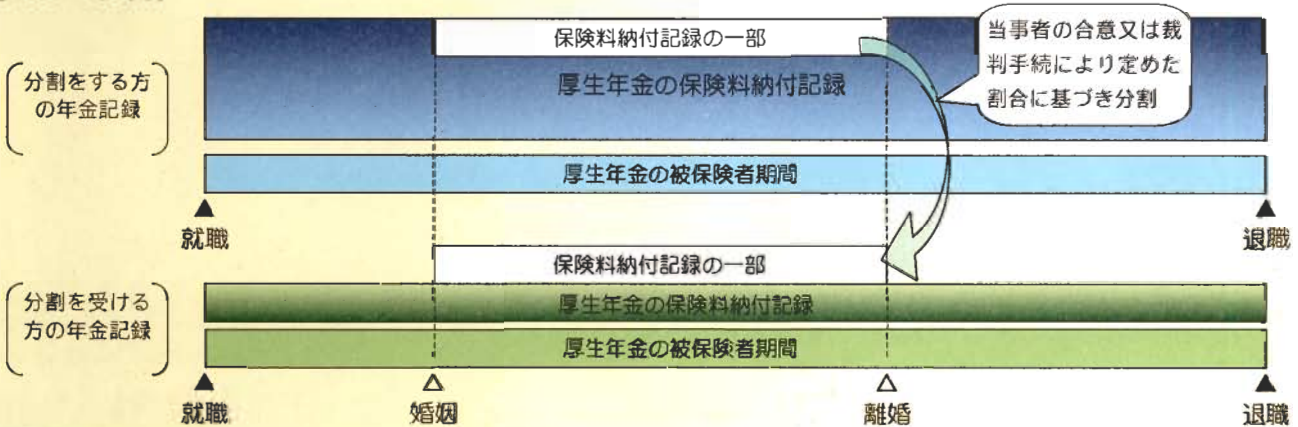
この制度により分割される記録は、離婚等をしたときは、その「**婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録※**」に限られます。

※事実婚関係にあった方の場合は、その「**事実婚関係にあった間の国民年金の第3号被保険者期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録**」です。

- ・平成19年4月1日以後に、離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など※。
- ・当事者の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めたこと。
- ・請求期限を経過していないこと。(7頁「Q8」を参照)

※事実婚関係を解消した場合は、平成19年4月1日以後に事実婚関係を解消したと認められ、その事実婚関係にあった間に、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった方に限られます。また、婚姻の取消しが行われた場合も原則対象となります。

【イメージ図】



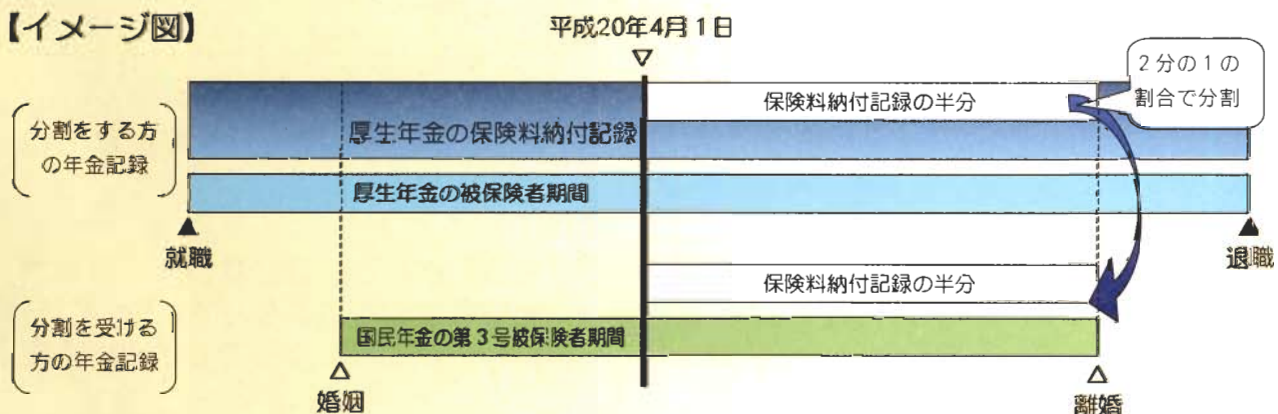
3号分割制度 (平成20年4月1日から実施)

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

この制度により分割される記録は、「**平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録**」に限られます※。

- ・平成20年4月1日以後に、離婚した場合など。
- ・平成20年4月1日以後に、国民年金の第3号被保険者期間があること。

【イメージ図】



※3号分割制度の対象とならない婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録については、合意分割制度の条件に該当する場合、合意分割制度に基づき分割することができます。

Q 1. 合意分割制度により、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給している相手方から、厚生年金の保険料納付記録の分割を受けたときはどうなるのでしょうか。

分割を受けた方は、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づき、その老齢厚生年金等の額が計算されます。実際に、分割後の記録に基づく**老齢厚生年金等を受けるには、ご自身の厚生年金の加入期間や国民年金の保険料を納付した期間等によって受給資格期間を満たしていること**やご自身の生年月日に応じて定められている支給開始年齢に到達していることが必要です。

年金分割による年金額への効果は、厚生年金の報酬比例部分（厚生年金基金が国に代行して支給する部分を含む。）に限られ、国民年金の老齢基礎年金等や企業独自の給付である確定給付企業年金等に影響はありません。

また、現に老齢厚生年金を受けている場合は、年金分割の請求をした月の翌月から年金額が変更されます。

Q 2. 当事者の一方が国家公務員の方で、他方が厚生年金保険に加入している方の場合、合意分割の手続きはどうなるのでしょうか。

厚生年金の分割制度と同じく、平成19年4月1日から各共済年金制度（国家公務員共済年金制度・地方公務員共済年金制度・私立学校教職員共済年金制度）においても、合意分割制度が始まりますが、その**手続きは、各年金制度ごとに行うこととなります。**

ご質問の場合、厚生年金に関する年金分割の手続きは社会保険事務所に対して行い、国家公務員共済年金に関する年金分割の手続きは国家公務員の方が勤務する省庁の共済組合に対して行うこととなります。

※各共済年金の分割制度の詳細については、8頁「共済年金の分割制度のお問い合わせ先について」欄に記載しています各共済年金の窓口にお問い合わせください。

合意分割制度と3号分割制度の相違点

合意分割制度と3号分割制度の主な相違点は、次のとおりです。

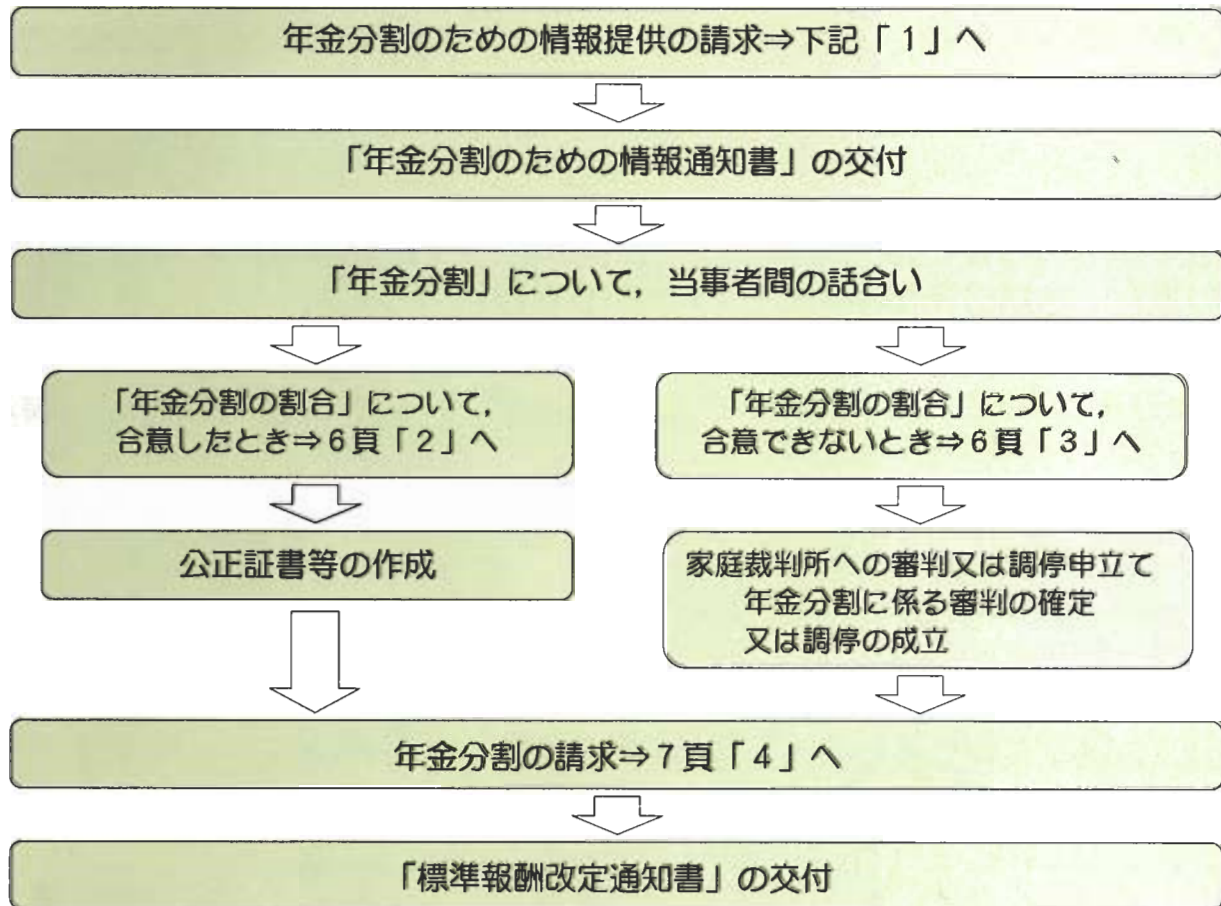
	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以後に離婚等をした場合	平成20年4月1日以後に離婚等をした場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録※	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間中の厚生年金の保険料納付記録
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録が多い方から、少ない方に対して記録を分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に対して記録を分割
分割の割合	当事者の合意又は裁判手続により定められた年金分割の割合（5頁「Q5」を参照）	2分の1の割合
手続の方法	当事者の一方による請求	当事者のうち、第3号被保険者であった方による請求

※事実婚関係を解消した方の場合は、2頁「合意分割制度」をご覧ください。

合意分割制度

ここからは、平成19年4月1日から始まる合意分割制度について、ご説明します。

合意分割制度の手続の流れ (下図は、基本的な手続の流れを示したものです。)



1. 情報提供の請求手続

情報提供は、年金分割の請求手続をするにあたり、事前に必要な情報を当事者へ提供するものです。これは、「年金分割の割合 (Q5参照)」が自由に決めることができるものではなく、**法律で定める範囲内になるように決めることとされているため**、その範囲や分割の対象となる期間等の情報の提供を受けられるようにしたものです。

情報提供の請求は、**離婚する前でも離婚した後でも行うことができます**。具体的には「年金分割のための情報提供請求書」に必要な書類を添えて最寄りの社会保険事務所にご提出ください。

「年金分割のための情報提供請求書」に添付する主な書類

- ①請求者ご本人の国民年金手帳、年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ②婚姻期間等を明らかにすることができる書類 (戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書)
- ③事実婚関係にある期間に係る情報提供の請求をする場合は、その事実婚関係を明らかにすることができる書類

その他の必要な書類は、最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。

Q 3. 情報提供の請求は、当事者の二人が一緒に行わなければならないのでしょうか。

情報提供の請求は、当事者の二人が一緒に請求することも、一人で請求することもできます。

- ①二人が一緒に請求をした場合は、それぞれに対して「年金分割のための情報通知書」を交付します。
- ②一人で請求した場合
 - ア. 離婚等をしているときは、**請求した方とその相手方**に「年金分割のための情報知書」を交付します。
 - イ. 離婚等をしていないときは、**請求した方のみ**に「年金分割のための情報通知書」を交付します。

Q 4. 事前に、年金分割をした場合の年金見込額は分かるのでしょうか。

次に掲げる方は、情報提供の請求手続の際、年金分割をした場合の年金見込額の試算の申込みができます。

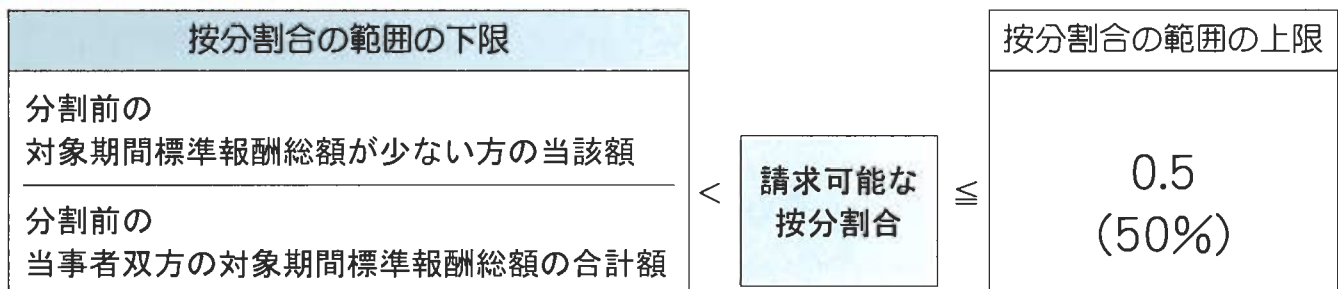
- ア. 50歳以上の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方については、老齢厚生年金の見込額
- イ. 障害厚生年金の支給を受けている方については、障害厚生年金の見込額

Q 5. 当事者の合意や裁判手続により定める「年金分割の割合」とは、何でしょうか。

年金分割の割合（法律上「^{あんぶん}按分割合」といいます。）とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額（厚生年金の保険料納付記録を現在価値に再評価したもの）の合計額のうち、年金分割をした後の分割を受ける側の持分を表したものです。

「年金分割の割合を定める」とは、対象期間標準報酬総額の合計額をどのような割合で分け合うかを定めることです。

この割合は、当事者や裁判所が自由に定めることができるのではなく、法律上、次の**範囲内**（**下限を超え、かつ、上限以下**）で定めることとされています。



これは、年金分割によって、分割を受ける側（法律上「第2号改定者」といいます。）の持分が減らないように、また、分割によって第2号改定者の持分が分割をする側（法律上「第1号改定者」といいます。）の持分を超えないようにするためです。

2. 年金分割について、話し合いにより合意したとき

年金分割の割合等について、当事者間の話し合いにより合意したときは、次に掲げるいずれかの書類によりその合意した内容などを明らかにして、年金分割の請求手続を行うこととなります。これらの書類に関する手続は、公証役場で行うこととなります。

- ①公正証書の謄本又は抄録謄本
- ②公証人の認証を受けた私署証書

年金分割に関する公正証書の作成等のお問い合わせ先について

公正証書の作成や私署証書の認証については、最寄りの公証役場や日本公証人連合会のホームページ(<http://www.koshounin.gr.jp>)でご案内しています。

また、公証役場の所在地については、日本公証人連合会のホームページや法務局のホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp>)をご覧ください。最寄りの法務局又は地方法務局にお問い合わせください。

3. 年金分割について、合意できないとき

年金分割の割合について、当事者間の話し合いでは合意が成立しないときは、家庭裁判所における審判手続などの裁判手続を利用して年金分割の割合を定めることができます。年金分割に関する裁判手続は、具体的には、次のとおりです。

- ・審判手続（請求すべき按分割合に関する審判事件）
家事審判官が家庭裁判所に提出された書類等に基づいて、年金分割の割合について判断します。
- ・調停手続（請求すべき按分割合に関する調停事件）
当事者間で争いのある年金分割の割合について、当事者双方を呼び出す調停期日を開き、調停委員会の進行により、話し合いによる解決を目指します。
- ・離婚訴訟における附帯処分（標準報酬等の按分割合に関する処分）の手続
離婚訴訟において、裁判所は、当事者の申立てにより、離婚請求を認容する場合に併せて年金分割の割合について判断します。

年金分割に関する裁判手続のお問い合わせ先について

年金分割に関する家庭裁判所に対する審判等の申立てや家庭裁判所の所在地については、最寄りの家庭裁判所や裁判所のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)でご案内しています。

Q6. 年金分割の割合について、家庭裁判所への申立てをするには、どのようにすればよいのですか。

申立書、手数料、郵便切手その他の必要書類のほか、申立てに係る「**年金分割のための情報通知書※**」が必要となります。詳しくは、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

※当事者それぞれが異なる年金制度に加入していた場合や当事者の一方が複数の年金制度に加入していた場合には、各年金制度についての年金分割に係る審判等の申立てをするときは、各年金制度ごとの「年金分割のための情報通知書」が必要となります。

Q 7. 年金分割に関する裁判手続は、どこの家庭裁判所にすればよいのですか。

原則として相手方の住所地を受け持つ家庭裁判所です。ご不明な場合は最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

4. 年金分割の請求手続

合意分割制度は、当事者の合意又は裁判手続により「年金分割の割合」を定めたとしても、実際に、社会保険事務所において年金分割の請求をしないと、当事者それぞれの厚生年金の保険料納付記録は変更されません。

また、年金分割の請求には請求期限(Q 8 参照)がありますので、その手続が遅れますと、請求することができなくなりますので、ご注意ください。

年金分割の請求は、離婚等をした後に「標準報酬改定請求書」に必要な書類を添えて最寄りの社会保険事務所にご提出ください。

「標準報酬改定請求書」に添付する主な書類

- ① 請求者ご本人の国民年金手帳、年金手帳又は基礎年金番号通知書
 - ② 婚姻期間等を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書）
 - ③ 事実婚関係にある期間に係る年金分割の請求をする場合は、その事実婚関係を明らかにすることができる書類
 - ④ 年金分割の割合を明らかにすることができる書類
 - ア) 当事者の合意により、年金分割の割合について定めたとき
公正証書の謄本若しくは抄録謄本、又は公証人の認証を受けた私署証書
 - イ) 裁判所における手続により、年金分割の割合について定めたとき
 - 審判(判決)の場合 ... 審判(判決)書の謄本又は抄本及び確定証明書
 - 調停(和解)の場合 ... 調停(和解)調書の謄本又は抄本
- その他の必要な書類について、最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。

Q 8. 年金分割の請求には、請求期限があるのでしょうか。

年金分割の請求は、原則として、以下のいずれかに該当した日の翌日から起算して2年を経過した場合、行うことができません。

- ・ 離婚をしたとき
- ・ 婚姻の取消しが行われたとき
- ・ 事実婚関係にある当事者が国民年金の第3号被保険者の資格を喪失し、その事実婚関係を解消したと認められるとき

例外として、裁判手続により年金分割の割合を定めた場合があります。例えば、上記の請求期限を経過する前に年金分割に関する審判の申立てをし、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した後に年金分割の割合を定める審判が確定したときは、その審判が確定した日の翌日から起算して1か月を経過するまでは、年金分割の請求を行うことができます。

裁判手続により年金分割の割合を定めた場合の請求期限について、詳しくは、最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。

厚生年金の分割制度のお問い合わせ先について

厚生年金の分割制度については、最寄りの社会保険事務所、年金相談センター及び社会保険庁のホームページ(<http://sia.go.jp>)でご案内しています。

また、電話によるお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」又は社会保険事務所をご利用ください。

◎社会保険事務所等の所在地と電話番号は、ホームページ(<http://sia.go.jp/sodan/madoguchi/shaho/index.htm>)でご覧いただけます。

○開庁日と開庁時間は、次のとおりです。祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分（月曜日（休日の場合は翌開庁日）は午後7時まで延長）

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

○一部の社会保険事務所においては、上記開庁日以外の日を開庁していますので、詳しくは社会保険事務所又はホームページでご案内しています。

◎ねんきんダイヤル 「0570-05-1165」

○受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日・12月29日～1月3日年末年始の休日を除く。）です※。

※平成19年7月17日以降の受付時間は、次のとおりに変更する予定です。祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分（月曜日（休日の場合は翌開庁日）は午後7時まで延長）

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

○「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。

○通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内料金でご利用いただけます。

○電話機の設定、ひかり電話などのIP電話及びPHSなど電話機によってはご利用いただけない場合があります。その場合は、お手数ですが他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

共済年金の分割制度のお問い合わせ先について

◎国家公務員共済年金について

- ・国家公務員共済組合の組合員の方及びその配偶者の方
...現在勤務されている各省庁の共済組合
- ・国家公務員共済組合の組合員であった方及びその配偶者の方
...国家公務員共済組合連合会年金相談室（TEL03-3265-8141(代表)）

◎地方公務員共済年金について

- ・地方公務員共済組合の組合員の方及びその配偶者の方
...現在所属されている共済組合
- ・地方公務員共済組合の組合員であった方及びその配偶者の方
...公務員として最後に所属されていた共済組合

◎私立学校教職員共済年金について

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部広報相談センター
(TEL03-3813-5321(代表))